

○葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成 27 年 10 月 14 日条例第 20 号

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(町の責務)

**第3条** 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、個人番号その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

**第4条** 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。
- 4 第2項の規定による利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

**第5条** 法第 19 条第9号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定

個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成 28 年1月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 町長	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	葉山町小児の医療費の助成に関する条例(平成 24 年葉山町条例第 16 号)による小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則(平成4年葉山町規則第5号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	葉山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項による私立幼稚園就園費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	葉山町就学援助に関する要綱による就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
2 町長	葉山町小児の医療費の助成に関する条例による小児の医療費の助	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	成に関する事務であって規則で定めるもの	
3 町長	葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	葉山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項による私立幼稚園就園費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	葉山町就学援助に関する要綱による就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの